郵便法施行規則等の一部を改正する省令等の概要

１　改正の背景

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が自らの説明責任を果たしつつ経営環境の変化に応じて機動的に郵便に関する料金を変更することができるようにするため、定形郵便物の料金の上限額に係る規制の見直し等を内容とする「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」（令和８年法律第４２号。以下「改正法」という。）が、令和８年６月１９日に公布された。

本件は、改正法の施行に向けて、関係省令等の規定を整備するものである。

２　改正の概要

（１）郵便法施行規則等の一部改正

定形郵便物の料金の上限額（１１０円）の規定を削除し、定形郵便物の料金の上限額の認可に係る申請事項や添付書類を規定するとともに、定形信書便物についても同様に改正する。

【改正を行う条項】郵便法施行規則第２３条、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第２３条等

（２）郵便法第６７条第３項の規定による認可に係る審査基準の制定

改正法では、定形郵便物の料金の上限額の認可の基準として、上限額が「郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形郵便物の料金の水準を超えない」ものであることを規定している。

上限額算定の透明性・適正性を確保するため、「収入」及び「支出（総括原価）」の算定方法をあらかじめ定める必要があることから、総務省は、有識者による「郵便料金に係る算定基準等に関する検討会」（令和７年９月～令和８年７月）を開催した。

検討会での議論等を踏まえ、以下のとおり、「収入」及び「支出（総括原価）」の算定方法等を定める。

ア　一般原則

- 郵便の個別の役務や種類ごとに収支を算定するのではなく、郵便の役務全体で収支を算定する「総括原価方式」を引き続き採用する。
- 原価計算期間は３年間とする。（＝３年間の合計で「収入」が「総括原価」を超えないものであるかを審査）
- 郵便事業を会社が行う他事業（物流事業等）と区分し、郵便事業分のみを「収入」及び「総括原価」に計上する。

※他事業との区分方法は、郵便法に基づく郵便事業の収支の状況の報告で採用されているものを基礎とする。

イ　収入

・原価計算期間中の収入は、毎年度の事業計画の策定等で採用している方法を用いて算定する。

ウ　適正な原価

・過去の実績を基礎として、公的な統計データに基づいて人件費や物価の変動を考慮して算定する。

・経営効率化による原価の削減可能額を考慮し、料金の上げ幅を抑制する。

※「①郵便物の減少幅を考慮した削減可能額」「②会社が行う経営効率化の取組による削減可能額」「③客観的な分析手法による削減可能額」を考慮する。③については、会社の各支社を独立した事業体とみなし、最も効率的な支社を基準とした他の支社の非効率を算定する包絡分析法（ＤＥＡ）等の手法を想定。

エ　適正な利潤

・配当金、支払利息といった事業運営のための資金調達にかかるコスト（事業報酬）について、真実かつ有効な事業資産の価値（レートベース）に、一定の報酬率を乗じて算定する。

※レートベース：郵便事業に係る「固定資産」「営業費用」「貯蔵品」「商品」

※報酬率：自己資本報酬率（公社債利回り実績値、株式の β 値、全産業平均自己資本利益率を用いて算定）及び他人資本報酬率（会社の有利子負債利子率の過去平均）を加重平均した率

（３）民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の一部改正

（２）に準じて、定形信書便物の料金の上限額の認可に係る審査基準を定める。

【新設を行う条項】民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準第１０条の２及び第１０条の３

（４）信書便事業における許認可に係る標準処理期間の一部改正

定形信書便物の料金の上限額の認可に係る標準処理期間を定める。

【新設を行う箇所】定形信書便物の料金の上限の額の認可

３　施行期日

改正法の施行の日から施行する。